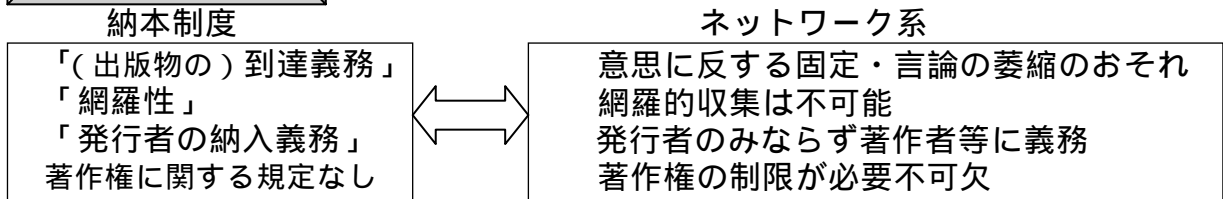


答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」の概要

制度の目的

制度化の必要 従来の出版物（納本による収集）と同様に広く収集する
収集の目的
国、地方公共団体等：公用（館の任務である国政審議の補佐）
国等以外：文化財の蓄積及びその利用

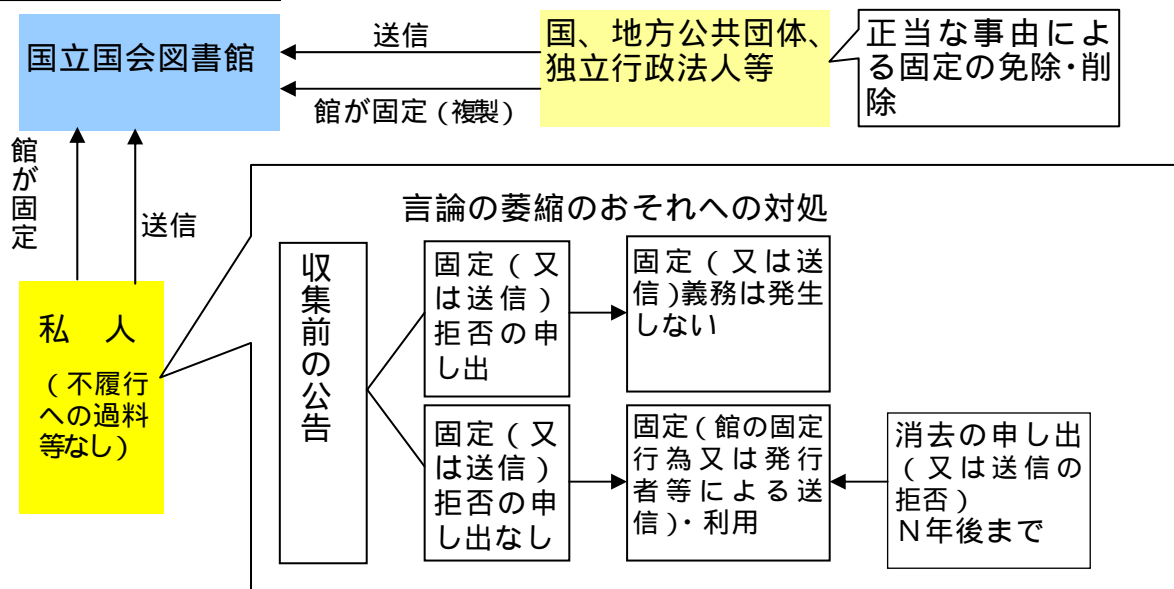
納本制度との相違



収集範囲

館の任務に必要な範囲。内容によって選別しない
技術的に収集又は再現できない等のやむをえない事由により除外国、地方公共団体、独立行政法人等が発信した（又はこれらのために発信された）ネットワーク系電子出版物
以外の者（私人）の発信したネットワーク系電子出版物

収集方法



著作権制限

著作権者
複製権・公衆送信権等

館が複製
館が利用に
供する

損失補償（憲法）

損失 = 得られたであろう対価（無償アクセスでは、損失なし）
従来の出版物と同じ利用態様であれば補償不要